令和 7 年度

筒森(杉戸) 林道改良工事(R6 補正)

特 記 仕 様 書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)、森林保全事業工事共通特記仕様書(以下「共通特記仕様書」という。)を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。

また、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、森林整備保全事業施工管理基準により施工管理を行うものとする。

第2条 三者会議

本工事は、自所設計であることから三者会議の開催はない。

第3条 週休2日の取組(発注者指定方式)

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(発注者指定方式)であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の 責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合 には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。
 - ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内において、月単位の4週8休以上の 現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を 含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇 分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間そ の他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場 作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- ウ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準の状態を通期の4週8休という。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業 (工程表の進捗が進む作業を除く。)を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- オ 工事着手とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2 (14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2 (16)に規定する「工事完成」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」 という。)のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、 機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の月単位の週休2日補正係数を乗じている

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の月単位の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上ではない場合は、 通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表 1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費 (賃料)	1.02	1. 02
共通仮設費率	1.03	1. 02
現場管理費率	1.05	1.03

[※] 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補 正の対象としない。

表 2

名称	区分	月単位の	通期の4週8休以上	
4 你	四月	4週8休以上		
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.04	1.02	
鉄筋工 (ガス圧接)		1.03	1. 02	
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00	
例 透 間 収 直 工 (カートレー) レー	撤去	1.04	1.02	
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1. 02	
例 透 侧 成 直 工 (撤去	1.04	1.02	
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1. 01	
防護柵設置工 (落石防止網)		1.02	1. 01	
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.00	
例 曖 欄 収 直 工 (カードハイフ)	撤去	1.04	1. 02	
	設置	1.01	1.00	
道路標識設置工	撤去・	1.03	1.02	
	移設	1.03		
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	
超的内质物以直上	撤去	1.04	1. 02	
法面工		1.02	1. 01	
吹付枠工		1.03	1.01	
軟弱地盤処理工		1.02	1. 01	
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画(実績)書を作成し、休日取得計画書(別紙1)にあっては当該作業計画月の前月末(初回月分は工事着手日前)までに、休日取得実績書(別紙2)にあっては当該作業実施月の翌月初め(最終月分は工事完成後)までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週8休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2 日の取組実績証明書(別紙4)を発行する。

第4条 ICT活用工事について

本事業におけるICT活用工事は「受注者希望方」とし、実施等にあっては別紙及び下記によるものとする

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html

ICT活用工事の対象工事については、以下の(1)~(9)とする。

- (1) + I
- (2) 付帯構造物設置工
- (3) 法面工
- (4) 作業土工(床掘)
- (5)舗装工
- (6) 土工 1,000m3 未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工
- (9) 治山ダムエ

第5条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第6条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

・ウィークリースタンス実施要領

 $\frac{\text{https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/10031}}{9-1-21.pdf}$

第7条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出先の所在地及び名称は下記のとおりとする。

搬出先名称	搬出先住所		
_	勝浦市大字上植野 鬼石国有林6る林小班		

第8条 標準仕様書に対する特記事項 事標準仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

		記事項は次のとおりとする。
条項	項目	特 記 事 項
3-3-3-3	配合	レディーミクストコンクリートの種類及び品質は次のとお りとする。 種類
		種 類 品 質 セメント 空 気 量 粗骨材の最大寸法 呼 び 強 度 スランプ
6-8-11-4 (林道)		
その他	伸縮継目	伸縮継目等の種類及び品質は次のとおりとする。 種類 規格 目地材 瀝青質板厚10mm

第9条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について 共通特記仕様書第13条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規格	調達地域等
割栗石	150-200mm	夷隅地区
砕石	RC40-0	II.

第10条 国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

1. 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例

適切な森林管理のため林道工事を行っています 国土強靱化対策事業

2. 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。これまで設置してきた看板等に、文章を追加することとする。

第11条 工事材料の事前検査について

使用前に監督職員の検査を受けなければならない工事材料は、下記のとおりとする。

品目	品質・規格 適用工種		備考	
ふとんかご	GS3 網目13	かご工	品質証明書の提出	

第12条 支給材料及び貸与品について

契約書第15第1項に示す工事材料等は下表のとおり。

	支	給 材	料 等 訓	司 書		
この工事の支給材料・貸与品の品質・規格等は、次のとおりとする。						
支給材料・貸与品	支給材料・貸与品					
品目	品質·規格	数量	単 位	支給時期	支給場所	備考